

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成20年2月29日

京都市長 門川大作

1 申請者の住所及び氏名

京都市西京区御陵大枝山町6丁目14番地の7

三谷 成嘉

2 建築協定の名称

京都市西京区桂坂第5・6地区建築協定

3 建築協定区域

京都市西京区御陵大枝山町6丁目11番地の2, 11番地の3, 11番地の6, 11番地の8から11番地の11まで, 14番地の1, 14番地の3, 14番地の4, 14番地の6から14番地の11まで, 14番地の13から14番地の16まで, 15番地の1から15番地の9まで, 15番地の11から15番地の17まで, 16番地の1から16番地の11まで, 17番地の1, 17番地の2, 19番地, 20番地の1から20番地の7まで, 21番地の2から21番地の13まで, 21番地の15から21番地の17まで, 22番地の1から22番地の17まで, 23番地の1から23番地の9まで及び23番地の11から23番地の17まで

4 建築協定区域隣接地

京都市西京区御陵大枝山町6丁目11番地の4, 11番地の5, 11番地の

7, 14 番地の 2, 14 番地の 5, 14 番地の 12, 14 番地の 17, 15 番地の 10,  
16 番地の 12, 21 番地の 1, 21 番地の 14 及び 23 番地の 10

5 建築協定の事項

建築物の敷地, 位置, 構造, 用途, 形態, 意匠, 建築設備及びその他  
の事項

6 協定の期間

10 年

7 認可年月日及び番号

平成 20 年 2 月 21 日付け第 13-008 号

(都市計画局建築指導部建築指導課)